



2021年4月1日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 CEO 車谷 暢昭  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 執行役員  
コーポレートコミュニケーション部長  
石山 一可  
Tel 03-3457-2100

#### コンプライアンス有識者会議の提言受領と当社の施策について

当社は、2020年6月5日付「東芝 Next プラン進捗報告」及び2020年7月8日付で当社ホームページを通じて公表しました「コンプライアンス有識者会議の新設について」にて、コンプライアンス有識者会議の設置をお知らせしましたが、その後、同有識者会議の下、全社コンプライアンス強化、不正防止の提言のための評価検証を行ってまいりました。今般、8カ月にわたる同会議の活動が完了し、当社は、同会議メンバーで外部有識者である小林英明氏及び神林比洋雄氏より、上記評価検証の結果を踏まえた提言（以下、「本提言」）を受領しました。両有識者には個別にご提言をいただきましたが、主要事項を取り纏め、当社の施策の方向性とあわせて下記のとおりお知らせします。

これまで、当社は、最前線の事業部門を第1線、管理部門を第2線、そして監査部門を第3線とする3ラインディフェンスを設け、各々の役割と職務を明確にしたうえで、牽制機能を働かせながら、各々の職責を適切に果たすことで、有効なリスク管理を実現するべく、各施策を実施してまいりましたが、本提言を踏まえ、当社のコンプライアンス及び不正リスク管理レベルのさらなる底上げを図ってまいります。

当社は、すべての事業活動においてコンプライアンスを優先するとの基本方針の下、内部統制の更なる強化をはかり、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

#### 記

##### 1. 評価検証と本提言の概要：

評価検証では、リスクマネジメント・コンプライアンスをつかさどる担当役員（CRO）

を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会により、グループ全体のコンプライアンスに関する基本方針や重点施策等を決定・推進する基本的な体制が整備されている点や、当社の管理部門がその担当領域について相応の経験・知識・能力をもってコンプライアンス業務を遂行している点を肯定的に評価いただきました。

あわせて、主なものとして、以下のご意見もいただきました。

- ・ 当社が運用しているリスクマネジメントシステム(RMS)により、一定のリスク情報が可視化・一元化され、改善策を当社グループ全体の施策に反映する基本的な PDCA サイクルは整備されている。
- ・ トップである代表執行役から全役職員に対し、複数回、近時の実際の事案に触れたメッセージやコンプライアンスが事業活動に優先することを明確に示したメッセージが発信されており、基本的な方向性は適切である。
- ・ 経営幹部によるコンプライアンスに関するメッセージ発信、教育・研修、コンプライアンスをインセンティブとする人事評価制度等、役職員のコンプライアンス意識を高めるための基本的な施策が実施され、定期的な役職員意識調査を通じて状況が把握されている。
- ・ 内部通報制度は、役職員の利用を促す仕組みが基本的に整備されており、利用状況も一般的な他社と比較して良好といえ、窓口に関する周知も相当程度図られていることが窺える。
- ・ 内部監査部は、監査委員会の直轄組織として執行側からの高い独立性を確保している上、相応に内部監査体制が整備されている。

上記のご意見をいただく一方、評価検証では要改善事項・要検討事項の指摘もあり、社外有識者からは以下主要事項を含むご提言をいただきました。

- ・ 社内規程上、当社法務部が「リスク管理所管部門」と位置付けられているが、個々のリスク・コンプライアンス業務の内容・水準は基本的に各管理部門に委ねられている。全社的なコンプライアンス機能を部門横断的に管理・統括する体制を整備することが重要である。
- ・ 役職員意識調査では、スコアが改善傾向にあるものの、コンプライアンスに関する質問において肯定的ではない回答が一定割合見られるなど、コンプライアンス意識の浸透が必ずしも十分に達成されていない状況が示唆されている。コンプライアンス意識の浸透状況について更なる分析を行い、意識浸透のための施策の見直し・拡充を行うべきである。
- ・ 様々な取組みが進められる中で、社内外の環境変化に対応しつつ、重要な不正リスクの発現を継続的に当社グループ全体で許容水準まで低減し、重大な不正が発生しない状況を安定的なものとする必要がある。そのためには、不正リスク管理体制の強化や不正リスク評価の高度化、不正統制活動の強化を含め、不正リスク管理の成熟度向上に向けた

更なる取り組みと必要な経営資源の投入が求められる。

- ・ 評価・検証の一環として、2020年12月に当社グループ社員約65,000人を対象に実施したコンプライアンスに関する調査に対する回答では、内部通報制度に対して、通報者の匿名性や不利益取扱いに対する不安や、敷居が高いことを挙げる者が多い傾向にあった。「東芝相談ホットライン」及び「監査委員会ホットライン」の双方について、通報者保護を更に確実にするための施策を実行した上で周知を徹底することにより、より一層の利用の促進を図るべきである。
- ・ 内部監査プログラムは、当社グループの個社毎の通常監査を中心としているが、当社グループ全体の不正リスク管理体制の有効性についての内部監査を定期的に行うべきである。

## 2. 当社の施策：

本提言を受け、当社は、本年4月1日付で当社法務部にリスクマネジメント・コンプライアンス室を新設し、当社グループ全体におけるコンプライアンス意識の再徹底及び組織横断的なコンプライアンス体制・諸施策の強化を図っていくこととしました。また、要改善・検討事項の各項目については、以下の方向性で当社3ラインディフェンスを強化していきます。

- ・ コンプライアンス意識の浸透については、組織目標よりもコンプライアンスが優先するという大原則を確固として周知徹底すべく、適時適切なメッセージ発信、教育プログラムの整備に取り組んでいきます。
- ・ 不正リスク管理については、不正には「ゼロ・トレランス（絶対に許容しない考え）」で臨むとの方針をあらためて打ち出したうえで、不正対策の水準の平準化、統制活動の規程化、マニュアル整備、懲戒処分の周知強化等、必要なルールを整備・運用してまいります。
- ・ 内部通報制度については、一層の周知徹底や、国内での英語受付の開始、海外通報ネットワークの強化により、利用を促進する仕組みを更に整えてまいります。
- ・ 不正リスク管理体制に対する内部監査については、公表の通り、人員増強等により内部監査機能を強化し対応してまいります。

当社は、ステークホルダーの皆様からの信頼を盤石なものとするべく、本提言を真摯に受け止め、助言いただいた諸施策につき、今後、着実に検討し、実行に移してまいります。

以上